



小規模事業者のみなさん!

2024年11月1日 フリーランス法* が施行されます!

*正式名称: 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律

フリーランス法ができると何が変わるの?

フリーランスとの取引に義務、禁止行為等のルールができます。
違反した場合は、行政指導や罰金が科せられます!



新しいルールを確認しましょう!

従業員も少ないし、
個人事業主だからうちは関係ない?



事業者間 (B to B) の取引なら
あなたも対象かもしれません。



フリーランスのみなさん!

2024年11月1日 フリーランス法* が施行されます!

*正式名称: 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律

フリーランス法ができると何が変わるの?

今まで「フリーランスだから仕方ない」と諦めていたことが、
この法律によって守られます!



こんな方々もこの法律で守られます!



賃貸アパートの
補修工事を請け負った
(一人親方)



副業として
イラストレーターを
やっている



学校行事の撮影を
写真館に頼まれた
(カメラマン)

フリーランス法のなりたち

働き方の多様化に伴い「フリーランス」という働き方が普及し、副業として選択する人も増加しました。しかし、実態調査やフリーランストラブル110番等によると、実際には取引先との関係で問題を抱えている人は少なくありませんでした。



例えば

- 不払い、支払遅延等のトラブルを約4割が経験
- 発注書の記載が不十分、発注書がない等

これまで同じような法律、「下請法(下請代金支払遅延等防止法)」はありましたが、対象外となる事業主側が多かったのが現状です。参考:下請法では、事業者の資本金額と取引内容によって適用対象が決まりますが、資本金1,000万円以下の法人は規制対象外でした。

事業者間(B to B)の「個人」と「組織」*の間の、立場上の不公平さ等を是正するため、

① 取引の適正化 ② 就業環境の整備

を図ることを目的として、フリーランス法ができました。

*ここでの組織とは従業員を雇用している事業者を指します。

これはフリーランスの方が安心して働ける環境を整備するための法律です!

法律の対象になるのは?

詳しくはこちらをご覧ください

内閣官房



発注事業者からフリーランスへの「業務委託」(事業者間取引・B to B)

フリーランスは、カメラマン、ライター、Webデザイナー、大工(一人親方)、税理士、イラストレーター等、業種は多岐にわたります。この法律では、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットではわかりやすく下記のように表記します。

 発注事業者 フリーランスに業務委託する事業者で、 従業員を使用するもの*	 フリーランス 業務委託を受ける事業者で、 従業員を使用しないもの
--	--

この法律の対象外

- × 消費者が家の改修工事を委託(事業者ではなく消費者からの委託)
- × 廃材で作成した工作キットや家具をネットで販売(委託ではなく売買)
- × 消費者・企業(不特定多数)



この法律の対象

- フリーランス(従業員を使用していない)
- 企業が工事の修理を委託(事業者からの委託)
- 企業(従業員を使用)からの依頼

*ただし、書面などによる取引条件の明示は **従業員を使用しない発注事業者も義務項目** となります。

発注事業者の義務項目①

詳しくはこちらをご覧ください

公正取引委員会



中小企業庁



- 取引内容は書面やメールなどで残すこと!*

□ 約束はNG!

*この項目のみ従業員を使用していない発注事業者も義務項目となります。



- 報酬支払期日を設定して期日内に支払うこと!

発注品(完成品)等を受け取った日から、発注事業者は60日以内(できる限り早い期日)に代金を支払わなければなりません。



- 禁止行為

1か月以上の業務委託の場合、以下のような行為を事業者は行ってはいけません。

× 受領拒否	前の分がまだ残っているから、納品はもっと先で。
× 報酬の減額	送料分の経費がかかったから、その分差し引くから。
× 返品	想像していたのと違うから、返品するよ。
× 買ったたき	100個見積もりのこの単価で10個作って。
× 購入・利用強制	パッケージデザインしてくれたPB品。もちろん買ってくれるよね?
× 不当な経済上の利益の提供要請	描いてもらったイラスト、他でも使いたいから修正できるデータも頂戴。
× 不当な給付内容の変更・やり直し	方向性が変わったから、また最初からやり直しで2案作って。

発注事業者の義務項目②

詳しくはこちらをご覧ください

厚生労働省(都道府県労働局)



そのほかにも...

なるほど



- 中途解除等の事前予告・理由開示
- 募集情報の的確表示
- 育児介護等と業務の両立に対する配慮
- ハラスメント対策に係る体制整備

などが義務項目になっています。



「知らなかった!」では済まされません。

違反があった場合、事業者に対して各行政機関等が指導や立ち入り検査等を行います。

さらに違反が続いた場合、検査の拒否をした場合

50万円以下の罰金も!



その他、内容についてのお問い合わせ、詳細等は、各関係省庁のホームページをご覧ください。

制度改正等の課題解決環境整備事業